

大豊町の概要		
位置	東經133度37分	北緯33度56分
面積	320.54平方秆	東西 32秆
	南北 28秆	部落数 86
人口	10,504 男 5,015 女 5,489	
世帯数	3,556(1月末日現在住民基本台帳調)	



昭和 54 年 3 月 10 日 発行

全世帯配布
編集 館報大豊編集委員会
発行 大豊町中央公民館
印刷 高知印刷株式会社



花束を両手に職員の拍手に応える門田盛一郎新町長、左手前は小笠原助役

老人と青年の2時間奉仕
道路沿いにゴミを捨てないで
マナーの悪さにびっくり

中にはご丁ねいに袋に包んで杉林の中に投げ込み悪臭を放っているものもあり、僅か二時間の作業では目的達成には程遠い。しかし、これからもこうした奉仕活動は続けていくう、自分達のゴミは自分で始末しようなどと話し合つて解散した。

妻、母、主婦はそのがこう家庭生活は楽しく豊かな世間があつた。そのためには忙を越えて学ばなければならぬ

(農業改良普及より)

二月二十五日大杉老人クラブ（佐竹繁晴会長）と大杉青年団（長野孝團長）が協力しあって、国道と県道沿いの一斉清掃を行つた。この日集まつた老人達は約百人、孫にあたる青年団員が七名、手に手にゴミ袋を持って側溝や道路裏の清掃作業に汗を流した。集めたゴミは軽四のトラックに八台もあり、青年団が焼山の処理場へ運搬、その後んどはジユースの空罐で、ドライバーのマナーの悪さに今さらのようにあきれかえつている。

農業が家庭にいなくなつてしまふ

勤いでいれば金立ともなるとしても、私達の毎日がそわだけの連続ではないけない。忙がしく働きまわつていると、だいじな妻としての自分を忘れる。母親としての役目が果たせなくなる。

二月十八日大豊町長選挙は、前町議寺石由雄（六七）、前教育委員町商工会長山中良守（五一）、現職門田盛一郎（五九）の四氏で結果門田盛一郎氏が三度目の当選を果たした（前二回は無投票当選）。門田氏は一週間の選挙戦で日焼けした顔をほころばせながら二月二十日午前十時、大勢の役場職員の出迎えを受け先ず小笠原助役と握手、紙吹雪を浴びて女子職員の差し出す花束を両手に第八代目首長として感激の声を含めました。

今回の選挙は、昭和三十一年の旧村合併後初めて行われた大豊村長選挙の六人に次ぐ激戦で、有権者の関心はことのほか高く、公営の立会演説会も二ヶ所共超満員の盛況ぶり。投票率は八年間の経験を生かし昨年制定した町民憲章を中心とした市政を実現する。

◇基本姿勢

六・六三死、特に女性の投票率は別表（二頁）の示す通り、初めて男性を三・二死も上廻るという主権者意識の高まりを見せた。

新町長に対する町民の期待度は極めて高いことから立候補時の公約をもう一度ふり返り、これをお互の糧として官民一体の町づくりを進めよう。

◇過疎対策

農村工業団地への企業立会演説会も二ヶ所共超満員の盛況ぶり。投票率は八年間の経験を生かし昨年制定した町民憲章を中心とした市政を実現する。

農村工業団地への企業立会演説会も二ヶ所共超満員の盛況ぶり。投票率は八年間の経験を生かし昨年制定した町民憲章を中心とした市政を実現する。

門田氏三選を果たす

八代目首長に就任

長渡辺盛男（五七）、争われ、即日開票の選）
の誘清本の応充に各種道路の開設改良。運動施設の整備促進により若者に魅力ある町づくりを進め結婚相談所を開設、農家の嫁のあっせんに取り組む。
◇産業の振興
農林業振興で、農協森林組合の育成強化。畜産の振興と養蚕育成に努め複合経営による近代化經營を積極的に進め、企業的農業への展開を図る。森林資源の早期改良、委託造林の推定、就業促進。若年者定着のための雇用機会の拡大。四国横断自動車道を目標に各種道路の開設改良。運動施設の整備促進により若者に魅力ある町づくりを進め結婚相談所を開設、農家の嫁のあっせんに取り組む。
◇その他の
町内集落に複合集会所の建設、簡易水道事業の促進地すべり砂防事業の促進、総合グランド整備、観光開発と振興、文化活動の向上と文化財保護、常に親切で行き届いた事務体制と能率的な行政の確立を期し、市民本位の役場にする。
(以上は高新区掲載分)

◇産業の振興

町内集落に複合集会所の

◆過疎対策

の
産業の振興

◆基本姿勢

法公認の実情と証実のもので、市政を実現する。

町長選挙開票の結果

当二、九八七票 門田盛一郎(59)無現

一、八二四票	渡辺 盛男(57)無新
一、七一五票	山中 良守(51)無新

五九一票 寺口 由雄(幻無新)

卷之三

當日有権者數
八、二六七人

有効投票
七、一一七票

無効四五票

卷之三

No. 187 昭和54年3月10日

四月八日は

県議会議員選挙

これだけは知つておきましょ

高知県議会議員選挙が四月八日に行われます。この選挙は、これから先四年間私たちに代って県政を行います。

代表を選ぶ極めて大切な選挙です。きれいな正しい選挙で立派な人を選ばなければなりません。

この選挙にのぞんで有権者の方々が知つておかな

ければならないことは、次のとおりです。

一、投票できる人

本町に転入した人の選挙

人名簿に登録する基準日は三月十二日です。この日までに実際居住してい

つ住民基本台帳に登録して三ヶ月を経過する人(昭和五十三年十二月十二日までに転入した人)は投票できます。

二、大豊町から県内の他の市町へ住所を移した人

住所を移す前に大豊町の選挙人名簿からもれている人は、補正登録をして投票することができます。

三、新住所地の市町村役場に転入をした人(昭和三十四年四月九日までに生れた人)は投票できます。

四、大豊町から県内の他の市町へ住所を移した人

住所を移す前に大豊町の選挙人名簿からもれている人は、補正登録をして投票することができます。

五、新有権者で投票日の四月八日現在満二十才に達する人(昭和三十五年十二月八日以後に転出された人(又は転出される人)は、新住所地の市町村役場に転入をしておれば、新住所の投票所で投票できます。(証明書は必要ありません)

六、字が書けないとき

自分で書くのが原則ですが、自分で書けないために、自分

が、身体が不自由だったり

字が書けないために、自分

で投票できない人は、当日、係員に申し出て下さい。ほ

かの人がかわって立会人の立合の上で書いてくれます。

七、不在者投票

不在者投票のできる病院

や施設は、県選管が指定し

た病院や施設に限られています。

八、郵便による不在者投票

かかるの不自由な人のた

めの郵便による不在者投票

のできる病院に入院中の人は、病院長に申し出るとそ

の病院で投票できます。

九、不在者投票のできる病院

かかるの不自由な人のた

めの郵便による不在者投票

のできる病院に入院中の人は、病院長に申し出るとそ

の病院で投票できます。

十、見聞録

見聞録は、あらかじめ不在者投票

ができます。(不在者投票のときも証明書が必要です)

十一、投票用紙

投票用紙により投票できま

す。

十二、投票方法

投票方法は

(一) 大豊町の投票所でなく

上住所を移した人は、投票

できません。)

イ、証明書をもらう方法は

投票用紙に申し出れば無

料で交付してくれます。

十二、投票所にこれないとき

は、あらかじめ不在者投票

ができます。(不在者投票のときも証明書が必要です)

十三、四月八日までに転出し

て四ヶ月経過する人(昭和五十三年十二月七日までに転出)

り、十二月八日以後、同一回以

町民の日と町民憲章の強調月間にについて

町づくりの再建を見つめふるさとの原点を見つめ



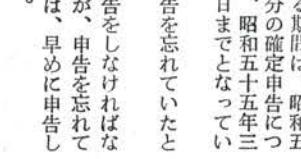
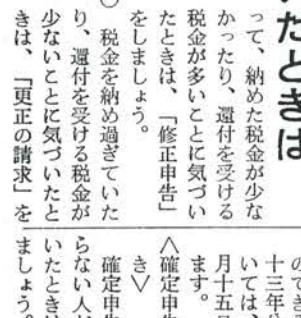
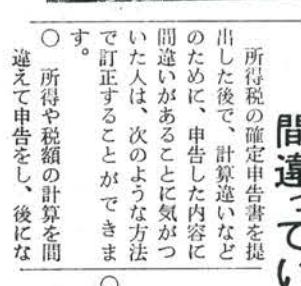
大豊町養蚕振興大会



中西登さん



藤山清美さん



二二二トン必達

ことしの増産目標

一月二十八日、町農工センターで「第二回大豊町養蚕振興大会」が開かれた。県下の養蚕町にふさわしく、百二十人余りが参加し二百二十三トンの必達を誓った。

大会はまず、吉川茂行会長が「養蚕は有利な作目とあって、反収増大など課題は多く、一致協力して養蚕振興に努めたい」とあいさつ。産量は、県内全体の三割に当たる三百六十五、繭の国内

生産は大巾に不足しており、生産増強は緊急課題。参加者は、本年度生産目標三百二十三トンの必達を期した。

美の両氏が体験発表、花田高知県繭研究所長の繭質向上策についての記念講演があった。

本町の昨年一年間の繭生産量は、県内全体の三割に当たる三百六十五、繭の国内

大豊町民憲章

(昭和五十三年三月三十日)

（趣旨）
（告示第三十三号）

美しい自然の山河に私達の先人はすばらしい大豊の文化を築きました。それはまさに現代日本のふるさとであります。

私達はいま、この貴重な資源を大切にし、しあわせをわらうふるさとの山々、この

生産目標三百二十三を向上するため終始熱心に勉強、努力して、生産増強を実現するため、特別天然記念物日本一大杉、千二百五十余年の歴史を秘めた国宝美術館、四國三郎吉野川との交流、反収増大など課題は多く、一致協力して養蚕振興に努めたい」とあいさつ。

大豊町民憲章を制定します。

（大豊町民憲章）

三月三十一日は「大豊町民の日」、四月は「町民憲章強調月間」です。この日を町民の日としたのは、昭和三十年三月三十日、横東四ヶ村（天坪、大杉、西豊永、東豊永）の合併記念日だからです。あれから早くも二十四年の歳月が流れ、この日に生まれた人も二十四歳になります。

面積三五七平方キロ、人口二二、三八六人（三十年国勢調査）。一千七百万円の借金と財産処分を前提とした各種事業がと名づけましたが、豊かどろとんざの中のものを含めて二千数百万円のぼり、予算編成は勿論、毎日の資金ぐらの困難は筆舌につくしかねません。それだけに、少年少女たちが家出をしていました。

二二、三八六人（三十年国勢調査）。一千七百万円の借金と財産処分を前提とした各種事業がと名づけましたが、豊かどろとんざの中のものを含めて二千数百万円のぼり、予算編成は勿論、毎日の資金ぐらの困難は筆舌につくしかねません。それだけに、少年少女たちが家出をしていました。

二二、三八六人（三十年国勢調査）。一千七百万円の借金と財産処分を前提とした各種事業がと名づけましたが、豊かどろとんざの中のものを含めて二千数百万円のぼり、予算編成は勿論、毎日の資金ぐらの困難は筆舌につくしかねません。それだけに、少年少女たちが家出をしていました。

二二、三八六人（三十年国勢調査）。一千七百万円の借金と財産処分を前提とした各種事業がと名づけましたが、豊かどろとんざの中のものを含めて二千数百万円のぼり、予算編成は勿論、毎日の資金ぐらの困難は筆舌につくしかねません。それだけに、少年少女たちが家出をしていました。

二二、三八六人（三十年国勢調査）。一千七百万円の借金と財産処分を前提とした各種事業がと名づけましたが、豊かどろとんざの中のものを含めて二千数百万円のぼり、予算編成は勿論、毎日の資金ぐらの困難は筆舌につくしかねません。それだけに、少年少女たちが家出をしていました。

二二、三八六人（三十年国勢調査）。一千七百万円の借金と財産処分を前提とした各種事業がと名づけましたが、豊かどろとんざの中のものを含めて二千数百万円のぼり、予算編成は勿論、毎日の資金ぐらの困難は筆舌につくしかねません。それだけに、少年少女たちが家出をしていました。

二二、三八六人（三十年国勢調査）。一千七百万円の借金と財産処分を前提とした各種事業がと名づけましたが、豊かどろとんざの中のものを含めて二千数百万円のぼり、予算編成は勿論、毎日の資金ぐらの困難は筆舌につくしかねません。それだけに、少年少女たちが家出をしていました。

十人に一人が非行に走る

出の機

「現実逃避型」が六割

親子間の不和や学校ぎらいでは、グループによるものが多く、しかもその大部分が所持金も少なく行く先のあてもないという「安易な逃避型」です。

その結果、家出して一週間もするとお金に困り、十人に一人が溢みや恐かつなどの非行に走り、十八人に一人が逆に暴力団などの犯罪の被害にあります。

この「逃避型」というのは、五千人が発見・保護されています。なかでも、女子の増加が目立ち、初めて男子を上回り、五年ぶりにほびています。この傾向は五十三年も続き、少年非行が戦後第三次のピークを迎えるが、新たな社会問題となっています。また、非行の低年齢化は

（出の家）

「家出少年は小学生の五倍

女子が男子を上回る

家出にもそのまま表れており、中学生が高校生の一万五千八百二十一人（二八%）を上回る一

万六千三百三十九人で、全体の二九%を占めています。

また、小学生は三千一百一人（六%）で、大学生の五百七十七人（二%）の約五倍という高率であります。これら小・中・高校生だけが家出をしているのかといいますと、五十二年一年間で約五万五千人が発見・保護されています。これら小・中・高校生だけが家出をしているのかといいますと、五十二年一年間で約五万五千人が発見・保護されています。なかでも、女子の増加が目立ち、初めて男子を上回り、五年ぶりにほびています。この傾向は五十三年も続き、少年非行が戦後第三次のピークを迎えるが、新たな社会問題となっています。また、非行の低年齢化は

（出の家）

「家出少年は小学生の五倍

女子が男子を上回る

家出にもそのまま表れており、中学生が高校生の一万五千八百二十一人（二八%）を上回る一

万六千三百三十九人で、全体の二九%を占めています。

また、小学生は三千一百一人（六%）で、大学生の五百七十七人（二%）の約五倍という高率であります。これら小・中・高校生だけが家出をしているのかといいますと、五十二年一年間で約五万五千人が発見・保護されています。なかでも、女子の増加が目立ち、初めて男子を上回り、五年ぶりにほびています。この傾向は五十三年も続き、少年非行が戦後第三次のピークを迎えるが、新たな社会問題となっています。また、非行の低年齢化は

（出の家）</

啓発コーナー

七、飲食物の提供は禁止されています。

(1) 禁止される飲食物とはどんなものか
飲食物の提供とは、選挙運動に直接飲食の用に供せられるものを提供することをいいます。選挙運動に供せられる他のものを提供することは、それがどんな名儀のものでも禁止められます。

(2) 飲食物の提供はすべての人に禁止められています。候補者が第三者に提供する場合は、選挙運動として酒や菓子並びに選挙事務所において食事をするために提供する弁当を除き、その他の飲食物を提供することは、それがどんな名儀のものでも禁止められます。

(3) 飲食物の提供はすべての人に禁止められています。候補者が第三者に提供する場合は、選挙運動として酒や菓子並びに選挙事務所において食事をするために提供する弁当を除き、その他の飲食物を提供することは、それがどんな名儀のものでも禁止められます。

(4) これがだけは提供してもよいことがあります。それは第三者が選挙運動として酒や菓子並びに選挙事務所において食事をするために提供する弁当を除き、その他の飲食物を提供することは、それがどんな名儀のものでも禁止められません。

公職選挙法のまめ知識（六回）

（六回）

（六回）